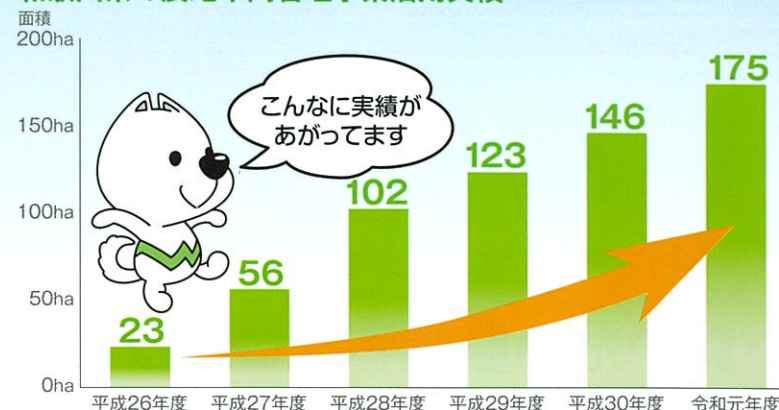


農地の貸し借りや 売り買いの ご相談は 農業公社へ

(農地中間管理機構)

和歌山県の農地中間管理事業活用実績



和歌山版 遊休農地リフォーム化支援事業

遊休農地の解消をお考えの農業者の方へ...

その遊休農地の再生を農業公社が支援します!

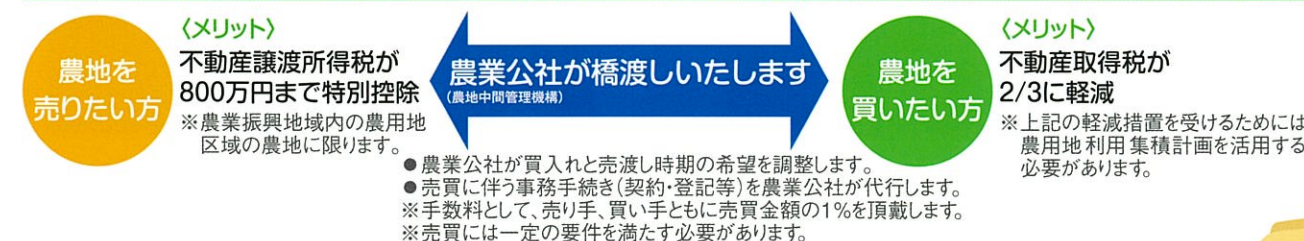
(農地中間管理機構)

担い手の方々が農地中間管理事業を活用して、遊休状態にある農地の貸借(5年以上)、又は売買をされる場合、農業公社(農地中間管理機構)が、その解消作業を支援します。

※支援を受けるには、一定の要件を満たしている必要があります。事業についてのご相談は、各JA、市町、農業公社等の窓口へ!!



農地の売り買いへのお手伝い(特例事業)



お近くの農業協同組合、市町の農業担当課・農業委員会事務局、振興局農業水産振興課でも相談をお受けします。

農地を貸したい・売りたい方 ↔ 借りたい・買いたい農業者をつなげます

公益財団法人 和歌山県農業公社

(和歌山県農地中間管理機構)

Tel. 073-432-6115 Fax. 073-422-4031

<http://www.w-apc.or.jp>

E-mail: wanouko@alpha.ocn.ne.jp

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階



農地活用のご案内

農地中間管理事業

農地をうまく活用しませんか



公益財団法人 和歌山県農業公社

和歌山県農地中間管理機構

和歌山の農地中間管理事業の仕組み

和歌山県農業公社がお手伝いする公的マッチングサービス

農地を貸したい・売りたい方 ↔ 借りたい・買いたい農業者をつなげる

貸したい方

誰かうちの農地を借りてくれないかしら？

- 規模縮小や離農をお考えの方
- 農地の相続でお悩みの方



〈メリット〉

- 貸付期間満了後、必ず農地は戻ります。
- 受け手農家との交渉やトラブルは機構が間に入って対応します。
- 一定の要件を満たした場合、協力金が交付される可能性があります。

相談

各地域農地活用協議会



和歌山県農業公社

(和歌山県農地中間管理機構)

- 借受希望者の公募
- 農地の借受と貸付
(手続き書類作成)
- 遊休農地のリフォーム



連携
(情報共有)



市町

JA

農業
委員会

振興局

等の団体

借りたい方

農業をはじめたいが自分の農地がない

- 規模拡大をお考えの方
- 新規就農をお考えの方



〈メリット〉

- 農地の集積や集約が可能になります。
- 借賃は機構へまとめてお支払いで簡単。

相談

借り受け可能な農地



- 全ての農地(市街化区域内農地を除く)が対象
- 原則として、貸付が見込まれる農地
(再生不能な遊休農地等、著しく条件の悪い農地は除く)

以下を御確認頂いておくと、手続きがスムーズです。

- ☐ 農地の相続登記が済んでいる(未登記の場合は相続権者の同意が必要)
- ☐ 隣接地との境界が明確か、進入路は確保されているか?
- ☐ 農地の現状、水利費等の要否